

非常災害等の授業措置

非常災害等の恐れがある場合、下記の基準に基づいて関係機関と協議し、学校長が休校等を判断します。
休校等の措置は、GoogleClassroom、学校ホームページにより案内しますので、必ず確認してください。
また、学校の休校等の判断とは別に、学校まで安全に通学できるか否かについては、皆さん自身で通学路の状況を把握したうえで、きちんと判断して行動してください。

1. 『特別警報』『暴風警報』発令時の授業措置

判定時刻	地域	特別警報 暴風警報	措置
午前 6 時	京都府山城中部	発令されている	自宅待機
午前 10 時	京都府山城中部	発令されている	臨時休校
		解除されている	3 時限目より授業実施
登校後	京都府山城中部	発令された	学校長が措置を決定する

2. 『南海トラフ地震』要因の注意警報等発令時の授業措置

判定時刻	地域	注意情報 予知情報	措置
午前 6 時	京都府山城中部	発令されている	自宅待機
午前 10 時	京都府山城中部	発令されている	臨時休校
		解除されている	3 時限目より授業実施
登校後	京都府山城中部	発令された	学校長が措置を決定する

3. 『その他の地震』要因の授業措置

判定時刻	地域	震度 5 以上の地震	措置
午前 6 時	京都府山城中部	発生している	自宅待機
上記以降	京都府山城中部	発生している	学校長が措置を決定する

4. 『交通機関停止』要因の授業措置

判定時刻	公共交通機関	措置
午前 6 時	近鉄・JR ともに運行停止(遅延を除く)し、 他の交通手段がない	自宅待機
午前 10 時		臨時休校
登校後	近鉄・JR のいずれかが運転再開	3 時限目より授業実施
		学校長が措置を決定する

5. 『その他』要因の授業措置

判定時刻	緊急情報、戦争、暴動、テロ、各種災害など	措置
登校前～登校途中	遭遇、あるいは遭遇する恐れがある	事態が収まるまで自宅待機
登校後		学校長が措置を決定する

その他

- ・自宅待機が解除されても、自宅地域の警報が発令されているなどの場合は、自身で安全を判断して行動してください。
- ・災害等に伴い登校が困難な場合は、その旨必ず学校に連絡してください。この場合、登校後に所定の手続きを行った場合は欠席の扱いになりません。
- ・臨時休校とした場合は、原則としてその学期中に授業回復措置をおこないます。